

岩手県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

岩手県議会議長 工藤大輔

岩手県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局組織規程（昭和44年岩手県議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(主任主事、主事及び<u>運転技士</u>)</p> <p>第13条 課に、必要に応じ、主任主事、主事及び<u>運転技士</u>を置く。</p> <p>2 主任主事及び主事にあつては上司の命を受け、事務をつかさどり、<u>運転技士</u>にあつては上司の命を受け、労務に従事する。</p> <p>(書記等の職)</p> <p>第14条 次長、総括課長、課長、担当課長、主任主査、主査、主任、参事、主幹、副主幹、主任主事及び主事にあつては書記を、<u>運転技士</u>にあつては書記以外の職員をもって充てる。</p>	<p>(主任主事、主事、<u>運転技士及び運転専門員</u>)</p> <p>第13条 課に、必要に応じ、主任主事、主事、<u>運転技士及び運転専門員</u>を置く。</p> <p>2 主任主事及び主事にあつては上司の命を受け、事務をつかさどり、<u>運転技士及び運転専門員</u>にあつては上司の命を受け、労務に従事する。</p> <p>(書記等の職)</p> <p>第14条 次長、総括課長、課長、担当課長、主任主査、主査、主任、参事、主幹、副主幹、主任主事及び主事にあつては書記を、<u>運転技士及び運転専門員</u>にあつては書記以外の職員をもって充てる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。